

○自然科学研究機構分子科学研究所特別協力研究員受入取扱要領

平成16年10月 1日
分子科学研究所長決定

(目的)

第1 この要領は、自然科学研究機構分子科学研究所（岡崎共通研究施設にあつては、分子科学研究所が緊密な関係及び協力を行う共通研究施設を含む。以下「研究所」という。）において、研究所の研究に協力させ、もって研究所の発展に資するため、特例的に受け入れる研究員（以下「特別協力研究員」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(資格)

第2 特別協力研究員は、博士の学位を有する者又は研究所長がこれと同等以上の研究能力を有すると認める者とする。

(申請)

第3 特別協力研究員になることを希望する者（以下「申請者」という。）は、研究所の受入れに係る研究教育職員又は年俸制職員（特任教員）（以下「受入研究教育職員等」という。）を経由して、特別協力研究員受入申請書（別記様式第1号）（以下「申請書」という。）を研究所長に提出しなければならない。

(受入許可)

第4 特別協力研究員の受入れは、研究所長が許可する。

2 研究所長は、特別協力研究員の受入れを許可したときは、特別協力研究員受入許可書（別記様式第2号）を交付する。

(教授会議への報告)

第5 研究所長は、特別協力研究員の受入れを許可したときは、研究所の教授会議にその旨を報告するものとする。

(受入期間)

第6 特別協力研究員の受入期間は、1年以内とし、受入れを許可された日の属する当該年度を超えることはできない。

(受入れの中止等)

第7 研究所長は、特別協力研究員が次の各号の一に該当するときは、当該特別協力研究員の受入れを中止、又は許可を取り消すことができる。

- (1) 疾病その他やむを得ない理由により当該研究の中止の申し出があったとき。
- (2) 研究所の規則その他の遵守事項に違反したと認められるとき。
- (3) その他研究に従事することが適当でないと認められるとき。

(施設等の利用)

第8 特別協力研究員は、特に定めのある場合を除き、受入研究教育職員等が研究上必要と認めるときは、研究所の施設及び設備等（以下「施設等」という。）の管理責任者の許可を得て、当該施設等を利用することができる。

(研究報告)

第9 特別協力研究員は、受入期間が終了したときは、研究報告書を研究所長に提出しなければならない。

(事故による傷病の治療等)

第10 特別協力研究員は、研究従事中に自らの責に帰すべき事由により発生した事故による傷病の治療を要した場合は、その費用を負担するものとする。

(弁償の請求)

第11 研究所長は、特別協力研究員が研究所の施設等を、自らの責に帰すべき事由により滅失又は毀損したときは、当該特別協力研究員に弁償を請求することができる。

(規程等の遵守)

第12 特別協力研究員は、自然科学研究機構が定める規程等、関係法令及び指示を遵守しなければならない。

(研究成果の公表)

第13 特別協力研究員の研究所における研究成果は、原則として公表するものとする。
2 研究成果を学会等において発表する場合は、研究所における研究であることを明らかにするとともに、当該論文等の別刷りを研究所長に提出するものとする。

(知的財産権の取扱い)

第14 特別協力研究員が研究所において行った研究成果による発明等に係る知的財産権（「知的財産権」とは、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、回路配置利用権、育成者権、著作権、ノウハウ及びその他一切の知的財産権をいう。）の取扱いは、特別協力研究員と研究所との間に別段の合意がある場合を除き、大学共同利用機関法人自然科学研究機構職務発明等規程（平成16年自機規程第12号）に定めるところによる。

(その他)

第15 この要領に定めるもののほか、特別協力研究員の受入れに関し必要な事項は、研究所長が別に定める。

附 則

この要領は、平成16年10月1日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

別記様式第1号

特別協力研究員受入申請書

年 月 日

大学共同利用機関法人自然科学研究機構
分子科学研究所長 殿

申請者氏名

下記のとおり、貴研究所の特別協力研究員として受入れを申請しますので、許可くださるようお願いいたします。

記

1 研究課題名	
2 受入期間	年 月 日から 年 月 日まで
3 受入研究教育職員等 所属・職・氏名	

4 研究計画の概要

5 履歴及び研究業績(別紙添付)

申請者が研究所に雇用されている場合又は雇用される予定のある場合はチェックすること。
チェックした場合、履歴及び研究業績の作成は省略できる。

推 薦 書

受入研究教育職員等

職・氏名

別記様式第2号

特別協力研究員受入許可書

年 月 日

殿

大学共同利用機関法人自然科学研究機構
分子科学研究所長

年 月 日付で申請のあった特別協力研究員の受入れについて、下記のとおり許可します。

記

1 研究課題名	
2 受入期間	年 月 日から 年 月 日まで
3 受入研究教育職員等 所属・職・氏名	

[留意事項]

- (1) 研究所の施設等を利用したいときは、研究所が定める責任者の許可を得てください。
- (2) 研究所では、災害補償制度を準備しておりませんので、事故等による傷病の治療等は各自の負担となります。
- (3) 研究所の施設等を、その責に帰すべき事由により滅失又は毀損したときは、弁償していただく場合があります。